

令和3年8月定例会

令和3年8月24日（火曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副議長の選挙について
- 日程5 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程6 経過等の報告事項について
- 日程7 令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算
- 日程8 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例)
- 日程9 議会運営委員の選任について
- 日程10 長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程11 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（26名）

1番	大谷 恵次 君	2番	淡田 邦夫 君
3番	横山 弘藏 君	4番	百武 辰美 君
5番	村井 達己 君	6番	吉永 秀俊 君
7番	山脇 博 君	8番	山口 憲一郎 君
9番	中村 久幸 君	10番	大山 真一 君
11番	瀧瀬 栄子 君	13番	山口 欽秀 君
14番	小島 徳重 君	15番	久枝 邦彦 君
16番	山本 芳久 君	17番	水上 亨 君
18番	相浦 喜代子 君	19番	川崎 剛 君
20番	松井 大助 君	21番	佐藤 文子 君
22番	永田 秀人 君	23番	田山 藤丸 君
24番	林 広文 君	25番	山崎 猛 君
26番	岩永 福子 君	27番	井上 重久 君

欠席議員（1名）

12番 神之浦 伊佐男 君

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	本多 浩志 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	切間 賢生 君
事業課長	山下 利久 君	保険管理課長	三谷 浩 君

事務職員出席者

書記 吉村 貴志 君

＝開会 午後 1 時 0 0 分＝

○議長（井上重久君）

出席議員は定足数に達しております。これより令和 3 年第 2 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。初めに、例月出納検査報告につきましては配付されております報告書のとおりであります。本件は地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程 1 「会期について」を議題といたします。今定例会の会期は本日 1 日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2 「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程 3 「会議録署名議員の指名について」は、1 番 大谷 恵次議員、及び 2 3 番 田山 藤丸議員を指名いたします。

ここで連合長から発言の申し出があります。

連合長

○連合長（田上富久君）

本日は、広域連合議会 8 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、現在、新型コロナウイルス感染症の県内での感染が、これまでにない規模・速度で拡大しており、8月19日に長崎県全域に県独自の緊急事態宣言が発令されました。現在、まん延防止等重点措置の適用についても検討されている状況となっています。

今後、さらなる感染拡大を防ぎ、少しでも早く県民の皆様がふだんの生活に戻ることができるよう、私たち一人ひとりが感染防止対策を徹底していく必要があると考えております。

さて、この機会をお借りいたしまして、私から2点、お話をさせていただきたいと存じます。

1点目は国の動きとして、「後期高齢者の医療費窓口負担について」です。「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が6月に国会で成立し、被保険者の窓口負担割合はこれまで1割と3割になっていましたが、一定の収入がある方については2割が新設されることになりました。

本県においては被保険者の約16%、3万5,000人余りの方が該当すると推計しております。

この施行時期につきましては、令和4年10月から令和5年3月までの間で今後政令で定めるとされており、また、施行後3年間は負担が増える方への配慮措置が講じられることとされています。

今回の制度改正は、後期高齢者医療制度における大変、大きな制度改正であることから、国に対し、円滑な運用を行うに当たって「被保険者への情報提供や丁寧な説明を行うこと」、「システム構築等について早期に準備を行うこと」、市町及び広域連合に新たに生じる費用については、国による支援を行うことなどを全国後期高齢者医療広域連合協議会から要望いたしました。

本広域連合といたしましても、被保険者の皆様へ分かりやすく丁寧な説明に努

めることはもちろん、引き続き安心して適切な医療が受けられるよう、全国協議会等を通じて意思を述べていきたいと考えています。

2点目は、第2期データヘルス計画についてです。

本広域連合では、被保険者である高齢者の健康保持増進を図るために、令和5年度までの6箇年を計画期間とする「第2期データヘルス計画」を策定し、令和2年度に中間評価を行うとともに、令和2年度から取り組んでいる「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」いわゆる一体的実施について盛り込むなどの見直しを行いました。この「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」については、令和3年度においては17の市町で実施されております。これからも引き続き事業を展開してまいりたいと考えています。

本日は、令和2年度一般会計及び特別会計決算等の議案を提案することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

#### ○議長（井上重久君）

次に、連合長から幹部職員の紹介がございます。

連合長

#### ○連合長（田上富久君）

本年、4月1日付の人事異動で着任いたしました幹部職員を紹介させていただきます。

山下利久事業課長です。諫早市から派遣されております。

○事業課長（山下利久君）

山下でございます。よろしくお願いいたします。

○連合長（田上富久君）

三谷浩保険管理課長です。大村市から派遣されております。

○保険管理課長（三谷浩君）

三谷でございます。よろしくお願いいたします。

○連合長（田上富久君）

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（井上重久君）

次に、日程4「副議長の選挙について」、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法としましては、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

副議長に長与町の山口 憲一郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました山口 憲一郎議員を副議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、山口憲一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口憲一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選を告知いたします。

この際、当選人の登壇をお願いいたします。

【山口憲一郎君 登壇】

○副議長（山口憲一郎君）

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、長与町議会の山口憲一郎と申します。このたび広域連合議会副議長の要職に議員皆様方のご推挙をいただきましたことは、まことに身に余る光栄でございます。

微力ではございますが、今後は井上議長の補佐役といたしまして議会が円滑に運営されるよう、誠心誠意協力する決意であります。議員の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして副議長就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

**○議長（井上重久君）**

次に日程5、「同意議案第2号」を議題とします。

連合長の説明を求めます。

連合長

**○連合長（田上富久君）**

「同意議案第2号」は、副広域連合長の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。広域連合規約第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市町の長のうちから2名を選任することとなっており、現在は1名欠員となっております。

この副広域連合長として、西海市の杉澤泰彦市長を適任者と認め、選任したいと存じます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（井上重久君）**

「同意議案第2号 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これから直ちに採決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

ご異議がございませんので採決いたします。

杉澤泰彦君を副広域連合長に選任することについて、同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意議案第2号は同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました杉澤副広域連合長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

杉澤副広域連合長

○副広域連合長（杉澤泰彦君）

皆様、こんにちは。ただいまご推挙いただきまして、副広域連合長に選任いただきました、西海市長の杉澤でございます。皆さん、どうかよろしく願い申し上げます。

各市町におかれましては、いまだ収まらない新型コロナウイルス感染症に対しまして感染拡大の防止、経済面での支援等、日々ご尽力しておられますことに心から敬意を表する次第でございます。

本広域連合におきましても、コロナ禍ではありますが被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられますよう適正な運営に努めるとともに、各種保健事業を充実していくことが求められております。

微力ではございますが、田上広域連合長の補佐役として尽力してまいりたいと存じておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして、副広域連合長就任の挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

#### ○議長（井上重久君）

次に日程6、「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

#### ○総務課長（切間賢生君）

お手元へお配りいたしておりますピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項」について、説明させていただきます。

ピンクの表紙、1ページをお開きください。

前回開催の定例会、令和3年2月12日以降における広域連合の主要な事項について、経過等の報告をいたします。

##### 1. 国の動向について。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が6月に国会で成立し、被保険者の窓口負担割合の見直しが行われることとなりました。現役並み所得者以外の被保険者であって課税所得が28万円以上の方について、単身世帯で年収200万円以上、複数世帯で年収合計320万円以上の場合、窓口負担割合が従来の1割から2割となります。この施行時期は令和4年10月から令和5年3月の間で、今後、政令で定められることとされています。これらに該当する被保険者の方は本県の場合、3万5,000人余り、全体の16.4%程度となると現時点で試算しております。

なお、該当する方について、長期頻回受診者への配慮措置として、外来受診に

ついて施行後3年間、1か月の負担増を最大でも3,000円とする措置が政令で規定されることとなっています。

## 2. 国に対する要望について。

全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会は令和3年度広域連合長会議の開催を令和3年6月9日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢に鑑み中止されました。会議の中止に伴い書面による議決を経て、「窓口負担の見直しや配慮措置の円滑な運用を行うに当たり、国はシステム構築等について早期に準備をするとともに、被保険者へ丁寧な説明を行うこと。また、構成市町村が周知・広報に要した費用や新たに生じる費用については、国による財政支援を行うこと」等を求める要望書を、7月14日に厚生労働大臣宛て提出いたしました。窓口負担の見直しについては被保険者及び市町への影響が大きいことから、本広域連合でも今後、協議会とともに国に対し要望を続けてまいります、

なお、同要望書は参考として9ページから11ページに掲載しております。

2ページに入ります。

## 3. 新型コロナウイルス感染症対応に関する施策について。

### (1) 傷病手当金制度について。

国の通知に基づき関係規則の整備を行い、適用期間を令和3年9月30日まで延長いたしました。令和3年3月末現在における支給実績は決定件数が1件、支給総額は9,626円です。

なお、先日さらに適用期間を延長する通知を受けたことから、12月31日までとする方向で準備を進めております。

### (2) 保険料の減免について。

国の示す減免基準に基づき、保険料減免申請の受付を引き続き行っています。令和3年3月末現在における令和元・2年度分の減免状況は決定件数が383件、

金額は1,524万1,800円です。

4. 押印を求める手続の見直しについて。

国から示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に沿って、「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則」等に定められた本広域連合における行政手続の押印廃止等の見直しを行いました。

3ページでございます。

5. 令和3年度の保険料賦課について。

(1) 賦課決定、令和3年度の保険料は広域連合で6月に賦課決定を行い、7月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書を各市町から被保険者に送付しました。当初賦課人数は21万7,058人で、軽減後の賦課総額は127億3,858万5,900円、1人当たり賦課総額は5万8,687円となりました。軽減特例の見直しで、これまで7.75割軽減だったものが7割軽減になったことにより、保険料が上がった被保険者は5万2,062人となりました。

また、平成30年度税制改正の個人所得課税見直しは、令和3年度の保険料から影響が生じるため、被保険者に不利益が生じないように均等割額軽減判定の基準を見直しています。下段には「保険料率について」として年度別の保険料率を掲げ、その下には「保険料賦課に係る変更点」として低所得者の均等割軽減率の見直し内容を掲載しています。

4ページでございます。

均等割額軽減判定基準の変更、その下に軽減特例措置見直し等の影響を掲載しています。

また下段には、(2) 賦課総額及び一人当たりの賦課額として令和2年度との比較をまとめております。

5ページでございます。

(3) 保険料軽減の状況は令和2年度との比較をまとめたもの、(4) 保険料賦課額階層別区分については、記載のとおりでございます。

6 ページでございます。

6. 被保険者証の一斉更新等について。

被保険者証の有効期限は毎年8月1日から翌年7月31日までとなっており、本年度も一斉更新を行い、7月中に市町から郵送等により全ての被保険者へ交付します。

被保険者証等の交付状況については、記載のとおりとなっております。

7 ページでございます。

7. 保険料の収納率について。

令和2年度普通徴収及び特別徴収の現年合計の収納率は99.62%となっており、昨年度の99.52%と比較して0.1ポイントの増となり、制度開始以来、本広域連合の最高収納率となりました。

また、滞納繰越分については44.17%で前年度の40.69%と比較して3.48ポイント上回り、現年度分と滞納繰越分の合計では前年度の98.98%を0.16ポイント上回る99.14%となりました。

なお、令和2年度に時効完成などによる不納欠損を行ったものは437人、欠損額は1,129万6,014円となっております。

なお、市町別の保険料収納率一覧表は12ページに掲載しております。

8 ページでございます。

8. 懇話会について。

懇話会は後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医・保険薬剤師及び公益を代表する委員10名で構成されています。

第1回は7月8日に開催し、出席委員は10名でした。

協議内容は令和4・5年度保険料改定に向けて、及び令和2年度の第2次データヘルス計画の進捗状況についてでした。

主なご質問及びご意見は記載のとおりです。

「経過等の報告事項」は以上でございます。

#### ○議長（井上重久君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に日程7、議案第6号及び議案第7号を一括議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長

#### ○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第6号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第7号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、一括してご説明させていただきます。

なお、この決算につきましては、令和3年6月25日に監査委員の審査を受け、7月15日付で審査意見書が提出されました。水色表紙の『長崎県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書』として配付させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

また、地方自治法に基づく、黄色の表紙の『令和2年度決算に係る主要な施策の成果説明書』も同じく配付させていただいておりますので、各会計「歳出」のご説明の際にご覧いただきたいと思います。

それでは緑色の表紙の『定例会説明資料』によりご説明させていただきます。緑色の表紙の『定例会説明資料』の2ページをご覧いただきたいと思います。

まず、議案第6号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

上段の表、1 収支の状況（1）収支でございますが、歳入総額は2億4,589万7,648円で、対前年度比4.28%の増、歳出総額は2億2,716万157円で、対前年度比0.02%の微減であり、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,873万7,491円でございます。

歳入が増となった主な理由は、職員手当等の増を見込んだ市町負担金の増であり、また、歳出が減となった主な理由は職員手当が減したこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い各種会議及び職員研修が中止となったことなどによる旅費等の減でございます。

（2）款別区分でございますが、一般会計歳入歳出決算額を各款ごとに記載したものでございます。これを円グラフにしたものを3ページに記載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。歳入においては分担金及び負担金、つまり市町からの負担金が約94%を、歳出においては総務費、これは広域連合の運営に係る経費でございますが、約99%を占めております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

2. 総括表でございます。この総括表で内容を説明させていただきます。

まず歳入でございますが、主な款ごとに収入済額をご説明いたします。

4ページ、総括表の一番上、1款 分担金及び負担金は2億3,056万9,972円で、広域連合の運営事務に係る県内21市町からの共通経費負担金であり、負担割合は表の一番右側の「収入済額の説明」の欄に記載のとおりでございます。

6款 繰入金は542万1,000円で、財政調整基金を取り崩し一般会計に繰り入れたものでございます。

7款 繰越金は861万2,154円で、令和元年度の決算剰余金を受け入れ

たものでございます。

5 ページをご覧ください。

歳出でございます。

なお、歳出につきましては黄色の表紙の『決算に係る主要な施策の成果説明書』の1 ページから一般会計を記載しておりますので、こちらをご参照いただければと思います。

それでは、緑色の表紙の資料、5 ページをご覧くださいと思います。

歳出につきましても、主な款項目と支出済額をご説明いたします。

1 款 議会費は1 4 2 万 8, 7 4 0 円で、2 回開催いたしました議会定例会・議会運営委員会に係る議員報酬及び旅費等でございます。

2 款 総務費は2 億 2, 5 7 3 万 1, 4 1 7 円で、主なものとしましては1 項  
1 目 一般管理費、2 億 5 4 0 万 3, 9 6 8 円で、職員に係る人件費や事務室の借上等に係る経費でございます。1 項 4 目 財政調整基金費は1, 8 9 8 万 2, 0 0 0 円で、年度間の財源調整を行うことにより健全な財政運営を行うための基金積立金でございます。3 項 1 目 監査委員費は3 3 万 4, 5 8 1 円で、監査委員の報酬等でございます。

以上が、令和 2 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、6 ページをご覧くださいと思います。

議案第 7 号「令和 2 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

まず資料上段、1 収支の状況（1）収支でございますが、歳入総額は  
2, 2 9 7 億 6, 0 2 3 万 4 5 7 円で対前年度比 2. 0 5 % の減、歳出総額は  
2, 1 7 7 億 6, 9 0 1 万 3, 1 9 2 円で対前年度比 5. 3 9 % の減となっており、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の

119億9,121万7,265円でございます。

歳入減の主な理由は、前年度の国庫支出金等返還金の額が減少したことに伴う返還金分を含む前年度繰越金が減少したことや、療養給付費の減に伴う支払基金交付金の減でございます。また、歳出減の主な理由は療養給付費が減したことでございます。

次に（２）款別区分として歳入歳出それぞれ、款ごとの決算額を表に記載しておりますが、これを円グラフにしたものを7ページに記載しておりますので、7ページをご覧くださいと思います。上段のグラフが歳入、下段のグラフが歳出でございます。

まず、上段の歳入でございますが、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金を合わせますと歳入全体の約82％となっております。また、各市町からの負担金が約15％であり、このうち被保険者の皆様から納めていただいた保険料負担金は全体の約6％となっております。

次に下段の歳出でございますが、保険給付費が全体の約98％となっております。

8ページから歳入・歳出ごとに総括表を記載しておりますので、この総括表に基づき主な内容をご説明いたします。

まず8ページでございます。

歳入でございますが、主な内容を款と収入済額でご説明いたします。

1款 市町支出金、351億1,894万5,070円でございます。

まず、1項1目 事務費負担金は、2億9,888万6,968円で、保険給付関係事務に係る市町負担金で、負担割合は一般会計の市町負担金と同じでございます。1項2目 保険料等負担金は、173億1,896万8,409円で、各市町が徴収した被保険者の皆様の保険料と、低所得者に対する保険料軽減措置の補填分でございます。1項3目 療養給付費負担金は、175億108万9,

693円で、各市町の医療費の実績に基づく負担対象額の12分の1の額でございます。

次に、2款 国庫支出金 838億34万2,085円でございます。

まず、1項1目 療養給付費負担金は、570億9,021万2,870円で、医療費に係る国の負担、負担対象額の12分の3の額でございます。1項2目 高額医療費負担金は、9億1,483万1,719円で、レセプト1件当たり80万円を超える額のうち、保険料等で賄うべき部分の4分の1の国の負担分でございます。2項1目 調整交付金は255億6,598万円で、広域連合間の財政調整を目的とした普通調整交付金、原爆被爆者及び被爆体験者に係る医療費が多額であるなどの特別な事情に対して交付される特別調整交付金でございます。

9ページをご覧くださいと思います。

3款 県支出金 187億6,480万911円でございます。

まず、1項1目 療養給付費負担金は177億8,826万4,814円で、医療費に係る県の負担、負担対象額の12分の1の額でございます。

次に4款 支払基金交付金 868億1,035万3,654円でございますが、これは現役世代の負担を財源とする交付金でございます。

次に7款 繰入金 5億9,388万8,000円でございますが、これは財政調整基金を取り崩し繰り入れたものでございます。

次に8款 繰越金 43億8,371万9,278円でございますが、これは令和元年度決算剰余金を繰越金として受け入れたものでございます。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

10款 諸収入 2億3,001万6,975円でございますが、3項4目 第三者納付金は、2億2,291万2,463円で、これは交通事故など第三者行為に起因する医療給付に対し、その第三者から納付された賠償金でございます。

11ページをご覧ください。

ここからは歳出でございます。歳出につきましても主な款項目と支出済額で説明いたします。

なお、歳出につきましては黄色の表紙の「主要な施策の成果説明書」の4ページから特別会計を記載しておりますので、こちらと一緒にご覧いただければと思います。

それでは、引き続き、緑色の表紙の資料で説明させていただきます。

緑色の表紙の説明資料、11ページでございます。

1款 総務費、4億719万1,115円でございます。

まず、1項1目 一般管理費は、2億3,649万24円で、共同電算処理手数料、画像レセプト管理システム手数料、標準システム運用業務並びに保守業務委託料などがございます。

次に、2項 医療費適正化事業費 1億7,070万1,091円でございますが、1目 レセプト点検事業費は、3,983万548円で、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検業務委託料などがございます。5目 医療費通知事業費は、6,225万351円で、年3回実施しております医療費通知作成業務委託料及び郵送料などがございます。

12ページをご覧いただきたいと思えます。

6目 第三者行為求償事業費は1,348万6,013円で、長崎県国民健康保険団体連合会への交通事故等に起因する第三者行為求償事務委託料などがございます。

次に、2款 保険給付費 2,146億7,057万2,156円でございます。

特別会計決算の説明の冒頭でお話しさせていただきましたとおり、特別会計歳出総額の約98%を占めております。

まず、1項1目 療養給付費は、2,048億9,857万4,182円で、

入院、外来、歯科、調剤に係る診療報酬などでございます。2目 訪問看護療養費は、7億4,836万5,778円で、被保険者が居宅で受けた訪問看護に対する給付でございます。5目 審査支払手数料は、4億8,806万4,429円で、これは国保連合会が行った約700万件のレセプト審査に係る手数料でございます。

次に、2項 高額療養諸費 1目 高額療養費は、80億7,700万8,237円、2目 高額介護合算療養費は、1億9,323万9,644円でございます。

次に、3項 その他医療給付費、1目 葬祭費は、2億6,188万円、2目 傷病手当金は、9,626円でございます。この傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染の疑いがあり、仕事を休んだ被保険者に対し支給を行ったもので、支給件数は1件でございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。

5款 保健事業費 4億5,601万5,800円でございます。

まず、1項1目 健康診査費は、2億9,587万9,864円で、各市町で実施している健康診査の業務委託料等でございます。2目 その他健康保持増進費は、1億6,013万5,936円で、その主なものとしましては、「お口“いきいき”健康支援口腔ケア事業」に係る手数料、令和2年度から取り組んでおります高齢者の特性を踏まえた地域保健事業、いわゆる一体的実施事業に係る業務委託料、「はり、きゅうの施術に対する助成金」などがございます。

この保健事業費につきましては、黄色の表紙の「主要な施策の成果説明書」、の11ページをご覧いただきたいと思います。

11ページの中ほどの表に先ほどご説明した健康診査に係る市町ごとの被保険者数・受診者数などを記載しておりますが、受診者数の合計は表の中ほど「受診者数」の列の一番下に記載のとおり、3万2,065人でございます。

引き続き黄色の表紙の資料、12ページをご覧いただきたいと思います。

お口“いきいき”健康支援口腔ケア事業に係る市町ごとの受診者数、延べ受診回数等を表に記載しており、それぞれ列の一番下、合計欄に記載のとおり、受診者数は1,446人、延べ受診回数は2,806回でございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。

はり、きゅう施術費助成事業に係る市町ごとの助成人数、助成回数等をそれぞれの列の一番下、合計欄に記載のとおり、助成人数は7,062人、助成回数は8万7,485回でございます。

14ページには、糖尿病性腎臓病重症化予防事業に係る市町ごとの実績を表にして記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

15ページをご覧いただきたいと思います。

資料の中ほどに「9. 高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」がございます。これは、先ほど申し上げました、令和2年度から取り組んでいる事業で、令和2年度におきましては資料記載の7市町で実施いたしました。

それでは、申し訳ございませんが、緑色の表紙の説明資料へお戻りいただきたいと思います。

緑色の表紙の説明資料、13ページをご覧いただきたいと思います。

13ページの下段、6款 基金積立金 4億8,564万8,000円でございますが、これは財政調整基金への積立金でございます。

14ページをご覧ください。

8款 諸支出金 16億8,510万2,167円でございます。2目 償還金は16億6,526万4,440円で、令和元年度に概算交付された国及び県からの交付金及び平成27年度から30年度に交付された調整交付金を、令和2年度に精算し返還したものでございます。

次に、9款 予備費でございますが、2款 保険給付費 3項2目 傷病手当

金へ9, 626円を充用しております。これは、保険給付費の説明の中で申し上げました、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事を休んだ被保険者に対して支給を行う傷病手当金が令和2年度に新設され、令和2年8月に申請のあった1件の支給を行うに当たり予備費充用を行ったものでございます。

以上が、令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

なお参考資料として、15ページに「参考1 市町別医療給付費等前年度比較表」を、16ページ、17ページに「参考2 市町負担金前年度比較表」を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

18ページをご覧ください。「基金の推移見込み」として、財政調整基金の推移を表に記載しております。表の左の1列目に記載のとおり、一般会計と特別会計を区分して記載しております。一番下の行が財政調整基金全体の金額でございます。表の左から2列目「令和元年度末残高」は77億5,576万円で、表の中ほどに記載しております令和2年度に取崩し及び積立を行った結果、表の左から5列目「令和2年度末残高」は76億6,108万1,000円となっております。

それでは、次に水色の表紙の『令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書』により、特別会計における前年度と比較して大きな差があるもの及び不用額の主なものについてご説明いたします。水色の表紙の『決算審査意見書』の25ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、1款 市町負担金において、表の右側「前年度比較」の列の一番下に記載のとおり、2億9,859万8,000円の増となっております。増となった主な理由は、表の下に記載のとおり、保険料率の改定及び低所得者に対する保険料軽減特例措置の見直しなどにより、2目 保険料等負担金が増加したことによるものでございます。

28ページをご覧ください。

4款 支払基金交付金において表の右側「前年度比較」の列の一番下に記載のとおり、21億365万8,000円の減となっております。減となった理由は表の下の記載のとおり、医療給付費の減によるものでございます。

次に、30ページをご覧くださいと思います。資料上段の8款 繰越金において表の右側「前年度比較」の列の一番下に記載のとおり、

43億7,558万6,000円の減となっております。減となった理由は表の下に記載のとおり、前年度に過大に交付を受けた国庫支出金等の返還分を含め繰越金として受け入れますが、令和元年度と比較して返還額が減少したことにより繰越金が減となったものでございます。

次に、34ページをご覧くださいと思います。

次に歳出でございますが、2款 保険給付費における不用額として、表の中ほど「不用額」の列の一番下の欄に記載のとおり、

60億9,956万4,000円が生じております。これは、療養給付費等が予算編成時の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、36ページをご覧くださいと思います。

5款 保健事業費における不用額として、表の中ほど「不用額」の列の一番下の欄に記載のとおり、1億5,907万8,000円が生じております。これは、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業において、実施市町数が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

長くなってしまい、申し訳ございません。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。何かありますか。

○議員（淵瀬栄子君）

ご説明いただきました、質疑をさせていただく前に一点、議長に取り計らいをお願いしたいことがあります。

今、6号議案と7号議案について事務局長からご説明いただいたわけですが、説明が長くなる場合は着座、座ったままでの説明でよろしいのではないかと思いますので、議長に取り計らいをお願いしたいと思います。

それでは、質疑をさせていただきます。

緑色の説明資料、議案6号の総括表の5ページにありますけれども、歳出の一般管理費のところ、その他の事務費として1,724万4,483円となっておりますが、私、参考のために頂きました予算書を見せていただきましたら、予算書では789万7,000円となっていたと思います。

それで、約1,000万円増えているということで私なりに見てみますと、これは事務機器に係る経費が含まれての支出内容、内訳の記述になっているかと思いますが、予算書と照らし合わせる意味では予算書と同じような記述にしたいと思いますが、私が思っていることが、この理解でよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

同じページの幹事会費のところ、その費用として幹事会2回、担当者会議4回とご説明されているわけですが、成果説明書の3ページでは幹事会が3回、担当者会議が2回の開催となっておりますので、どちらが正なのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（井上重久君）

今の質問、理解できましたか。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいまのご質問への答弁でございます。

まず1点目のその他事務費につきましては、議員ご指摘のとおり、事務機器の借上も含めまして今回、その決算資料上は、その他事務費で記載させていただいております。ただ、やはり予算書と決算書でございますので、その表記につきましてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

2点目、幹事会の開催と担当者会議の開催でございますが、これは本当に申し訳ございません。黄色の表紙の主要な施策の成果説明書の3ページ、こちらに幹事会が3回、担当者会議が2回と記載しております。こちらが正解でございます。緑色の表紙の方の記載を誤っておりました。本当に申し訳ございません。今後、こういったことがないように、チェック等を厳にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

ただいまの見解でよろしゅうございますか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ほか、ございませんか。

○議員（相浦喜代子君）

まず、議案としては議案第6号、議案第7号がありますが、一般会計と特別会計は別ですか。一緒に質疑してよかったですか。それだけを先に確認させてもらっていいですか。

○議長（井上重久君）

質疑ですか。

質疑は議案第6号、議案第7号、一括でいいです。

○議員（相浦喜代子君）

では、特別会計でさせていただきます。

主な質疑は緑色の表紙の13ページ、その他健康保持増進費、そちらを中心に質問させていただきますが、その前に1件、黄色の表紙の成果説明書で質疑させていただきます。

6ページに記載のとおり、レセプト点検等、予算額より決算額のほうが少なくなっております。この令和2年度は、コロナ禍の中で丸々1年が過ぎた部分ではないかと思いますが、実際、医療費が減となった大きな理由としては、やはりコロナ禍にあって通院を控える高齢者の方たちが多いことが実情ではないかと思っております。そういった中で残存能力が低下することなく病院に行かなくてもご自身で治せるものがあれば、それは健康増進も含めてその方の残存能力が活かされたことになると思いますが、これが低下していくと、逆に言うと医療費はその後、増大することになってしまうわけです。広域連合としては、どのように被保険者の健康管理がなされているのかをこの令和2年度のレセプト点検等、通院がなかったという状況から見て、どのようにお考えなのか、まず1点、先にお尋ねさせていただきます。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

相浦議員のご質問にお答えいたします。

確かに私ども令和2度の保険給付費の減というところでは、やはりコロナウイルス感染症、この感染拡大が要因の一つであると思っております。ただ、私どもが情報として持っているレセプトの情報だけでは、病院に通わなかったから重篤化したとか、そういったところまではなかなか把握できません。ただ、その他の保健事業に取り組んでおりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したということで、やはりご自宅に訪問されるのもちょっと遠慮してくださいと、集まっていたくのも遠慮したいというふうな被保険者の方が多数おられました。

こういった中で、令和3年度においては、保健事業の在り方、やり方も対面ではなく電話とか、そういうものにできないか、集合していただく際には対策をとった上でなるべく密にならないような対応をするといったことを市町の皆さんと、いろいろアイデアを出し合いながら、やっているところです。

以上でございます。

○議員（相浦喜代子君）

それでは今ちょうど事務局長がおっしゃったこの事業、幾つかの事業の部分です。

まず訪問事業については、懇話会の中でも、要は民間に委託しているということで、訪問を拒否されたりするということが、少しやり方を考えたほうがいいんじゃないとか懇話会の中でも出ているようでした。そういった意味で

は、申し訳ないですが、私どもの自治体でも、どのように広域連合がアクションを起こされているのかが見えないところもあつたりいたします。先ほどご説明があつたデータヘルス計画の見直しの点でも、できるだけ市町村と連絡を密にとりながら取り組むということをございました。

一例としてどのようなものがあつたのか、それから訪問事業につきましては、どういう形で拒否があり、そしてどんなふうに見直したのか、令和2年度で解決できていればお尋ねいたします。

次に、口腔ケア事業ですけど、これに関してはどちらかという例年と比べますとどんどん受診者が増えている傾向にあつたと思います。これについては、啓発活動を令和2年度でしっかりとなさつたということではないかと思ひます。そこについてはどのような形で啓発活動をし、受診率が上がつていったのか、お尋ねします。

最後に、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業ですが、諫早市が全く見えないなと思つたら、まだ諫早市は、実施してゐなかつたということですので、どのような事業、地域の中で特性を生かすということは一体どのようなことなのか、一例があればお尋ねしたいところをございます。ちょっと早口で申し上げましたが、ご答弁をお願いいたします。

**○議長（井上重久君）**

事業課長

**○事業課長（山下利久君）**

まず、1点目の訪問指導事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、重複頻回受診者に対して適正受診を指導するということで訪問指導を行っている事業をございます。

方法としましては、重複頻回受診の対象者をこちらの広域連合でリストアップしまして、まず、その対象者に対しまして訪問していいですかという通知をするようにしております。その通知内容には、後日、委託業者から保健師が連絡をとってお伺いしますというご案内の文書を添えてお出ししております。その文書が届いた時点で、対象である被保険者から、時期が時期だから自宅に来ないでくれというような、そういうことでお断りのお電話をいただいているのが実態でございます。

また昨年度は、離島については、本土から渡航できなかつたことから、県下全域の事業を展開することができなかつたということでございます。

次に、口腔ケア事業についてでございます。

こちらにつきましては、このコロナ禍でも、受診者が増加傾向ということで、私どもも注目している事業でございます。こちらにつきましては、やはり啓発が重要だということでも、今年度76歳到達者の方全員に口腔ケアに係る受診勧奨を開始いたしました。そこから、口腔ケアを受診された方に対して、翌年度、前年度に引き続き、今年度も受診をお願いしますということで、連続した勧奨を実施したことが、現在の受診率向上に繋がっていると思っております。

次に、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業でございますが、この事業につきましては令和2年度から開始されまして、今後の保健事業の根幹を成す事業と考えております。これまでの保健事業につきましては、医療保険者が保健事業を、介護保険者が介護保険事業を、また各市町が健康増進法に基づく事業を展開していたという実態がございます。

他方で高齢者の特性といたしましては、複数の慢性疾患を抱えているということから複数の医療機関を受診していること、また、心身の衰え、近年、フレイルという言葉を使っておりますが、老い衰えるという特性で、高齢者については各個人で心身の状態が違うということから、介護予防と医療の保健事業を一体的

に実施しようというのが大きな目的でございます。

そのためにはまず、これまで市町で実施していましたが各部署の事業の調整、またその調整を行う保健師など専門職の確保と配置、そういったものが大規模な都市になればなるほど時間がかかっていることから、令和2年度で7市町が実施しているという現状でございます。

以上でございます。

### ○議員（相浦喜代子君）

一体化させて、そしてお一人の高齢者の方に対していろいろな顔がじゃなくて、そこをまとめた方が、高齢者と向かい合いながら、健康増進、健康維持を高めていくということだろうと、今のご説明で一応、認識いたしました。

黄色い表紙の成果説明書の10ページには、こういった様々な事業がこうであった、ああであったと書いてあるわけです。そうすると先ほど答弁のあった多量服薬者の訪問事業、その下の食事支援（フレイル予防）事業についても事業を実施することができなかった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりできなかったとあるわけです。

11ページには、長崎県食生活改善推進協議会補助金、180万円があります。私の頭の中で考えるのは、それぞれの地域に食改さんと言われる方たちがいらっしゃって、また、いきいきサロンがあります。そこには、高齢者の方たちがお出かけになることもあります。そういった意味でいくと、まずはそれぞれの自治体のそれぞれの担当者の考え方の一体化、それからそこに根付いている地域の担当者の方たち、食改さんとか、そういった方たちを活用しながら、個人情報保護法の観点もあるかも知れないですけど、知っている顔だったら安心して話ができるということもあるかと思えます。このようなことができていたら実施できたのか、もしくはそれもやっているけど、とにかく新型コロナウイルス感染症の感染拡大

を防ぐために全てのことができなかったのか、10ページと11ページを見て、私たちはこの令和2年決算を見なくてはいけないのかと思い、質問させていただきました。

最後の質問は、地域に根付いている地域のマンパワーを生かした形で、後期高齢の人たちの様々な状況を低下させないように、そして健康寿命を上げるという最大の目的に向かって進める方法が、この令和2年度では地域に根差したところで何かできたのかということで、何かしらの答えできるものがあればお尋ねいたします。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

相浦議員のご質問にお答えいたします。

この保健事業につきまして、件数等が伸びなかった原因は、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で外へ出るのを控えた、そういったものが大きな原因だと思っております。

先ほど議員もおっしゃったとおり、私どもは市町の職員の皆様と連携しながら一緒にやるのはもちろんですが、それだけではなくて、地域で頑張っておられる皆さん、皆さんの協力がないと多分この事業は成功とは言えないと思いますので、具体的な事例ということでの質問でしたが、申し訳ございませんが、私もまだそこまでは把握しておりません。やはりそこは私ども、事業を展開していく上で地域の皆さんとの協力、連携、そういったものについては市町の皆さんに協力していただきながら取り組んでいくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

ほか、ありませんか。

○議員（淵瀬栄子君）

7号議案について2点、お尋ねしたいと思います。

まずは21ページ、明細書集計表の歳出で不用額が70億2,688万3,651円となっております。これは成果説明書でもありました、先ほどの説明の中にありましたけれども、保険給付費60億9,956万4,470円が不用となっております部分が主な部分だと思いますが、これもその新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものだと思いますが、前年度、前々年度、いわゆる令和元年と平成30年と比較してどれだけの影響になったかを把握するために、その年度の不用額をお示しいただきたいのが1点です。

それから2点目は16ページ、歳入歳出差引残額として119億9,121万7,265円となっております。実質的な剰余金は幾らになるのか、その実質的な剰余金の活用方法としてはどういう方針を持っておられるのかについてお尋ねいたします。

○議長（井上重久君）

質問の中身は分かっていますか。

もう一度、確認します。

まず1点目は、白の表紙の資料ですか。

○議員（淵瀬栄子君）

1点目は、白の表紙です。

白の表紙の議案書21ページ、そこに歳入歳出決算事項別明細書集計表があっ

て、歳出のところに不用額ということで70億2,688万3,651円となっております。この点について、主な理由が保険給付費にあらうかと思えます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた受診控えなどが主な理由かと思えますが、どれほどの影響があったかを把握するため、前年度と前々年度の不用額についてお尋ねするのが1点でございます。

2点目は、白の表紙の議案書16ページに、歳入歳出差引残額として119億9,121万7,265円とありますので、実質的な剰余金が幾らになるのか、その実質的な剰余金の活用方法についての方針をお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○議長（井上重久君）

まず白の表紙の21ページ、不用額の前年度、前々年度の金額を参考に教えていただきたいというのが1点目、次に16ページ、歳入歳出差引残額である剰余金の活用方法が2点目です。

事務局長

#### ○事務局長（本多浩志君）

洲瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず2点目の119億円の歳入歳出差引残額のうち、令和2年度に国庫支出金等の概算交付を受けた分の返還すべき額が約83億円ございます。残りの37億円、これが純剰余金という形になりますので、この37億円につきましては、財政調整基金に積立てを行い、今後の財政運営に活用していくことを考えております。今年度、令和4年度、5年度の保険料率の算定作業を現在、取り組んでいるところでございますが、その中で被保険者の皆さんの負担をできるだけ抑えるために、この財政調整基金の取崩しも考えたいということで、残りの37億円に

つきましては、財政調整基金へ積立てを行うという考え方でございます。

1点目の歳入歳出差引額につきましては、令和2年度決算で一般会計、特別会計を合わせまして不用額が約70億円あるというのが白い表紙の議案、21ページの部分だと思います。

令和元年度におきましては約44億円、平成30年度におきましては約88億円で行ってまいりました。この部分につきましては、先ほど、剰余金、歳入歳出差引額のところで申し上げましたが、国庫支出金等の概算交付が年度で変わってまいりますので、各年で変わってまいります。

以上でございます。

**○議員（瀧瀬栄子君）**

ご答弁いただきました。

実質的な剰余金についてですけれども、令和4年度、5年度の保険料率に関わってくると思いますが、先ほど実質的な剰余金が37億円ということでしたが、国の通知では保険料率の算定に当たっては全額を活用すべきと助言があつていふと思ひますけれども、先ほど一旦、積み立てた上で対応されるということですが、国の通知に沿つて全額という方針でいかれるのかをちょっと確認しておきたいと思ひます。

**○議長（井上重久君）**

事務局長

**○事務局長（本多浩志君）**

瀧瀬議員のご質問にお答えいたします。

純剰余金を全額、次の年度といいますか、全部、保険料率の改定に使つてしま

うというふうなことかと思えます。後期高齢者医療の保険料は2年間ごとに改定を行いますので、今年度、剰余金が出たからといってそれを保険料率軽減といたしますか、引き下げるための財源として使うことはシステム上できない形になります。そこで、財政調整基金に一旦、積立てをしまして、2年間の保険料率を算定する際にその部分を取り崩して少しでも軽減を図ることになります。ですから、仮にこの繰越金を全て充てるというか、そこは一旦、年度間の財政調整を行うためにも基金に積み立てることが必要かなと私は思っております。

以上でございます。

○議員（淵瀬栄子君）

基金に積み立てることに異論があるわけではなく、システム上、一旦、基金には積み立てられると思えますけれども、いわゆる算定の際にこの実質的な剰余金、37億円を活用していただいて、被保険者の方の負担が重くならないように、場合によっては引き下げることも可能ではないかということで、ぜひともご検討いただきたいと思えます。

○議長（井上重久君）

ほか、ございませんか。

なければ、これをもちまして「議案第6号」及び「議案第7号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論・採決を行います。

まず、議案第6号「令和2年度 長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

【討論なし】

○議長（井上重久君）

なければこれもちまして討論を終結し、採決をいたします。

「議案第6号」を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第6号」は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号「令和2年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

【討論なし】

○議長（井上重久君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第7号」を原案のとおり、認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

ご異議なしと認めます。

よって「議案第7号」は原案のとおり認定されました。

次に、日程8「報告第2号」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました「報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明いたします。

白い表紙の「議案書」は65ページから69ページまで、また、緑色の表紙の「定例会説明資料」は19ページから21ページまででございます。

併せてご覧いただければと思います。

それではまず白い表紙の「議案書」、67ページをご覧いただきたいと思えます。

これは、「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給等について規定しておりますが、本条例において新型コロナウイルス感染症の定義を引用しておりました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義を規定していた附則条文が削除されました。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について本条例を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、68ページに記載のとおり、令和3年3月1日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容でございますが、緑色の表紙「説明資料」の20ページをご覧いただきたいと思えます。

今回の改正は、表の右から2列目の「制定根拠」に記載しております、厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課から発出された事務連絡に基づき、その左横の列「主な内容」の欄に「改正前」と記載しております「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に規定された定義から、「改正後」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症について記載する内容へと改正するものでございます。

21ページには条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いた

だきたいと思います。

報告第 2 号の説明は以上でございます。

**○議長（井上重久君）**

それでは、報告に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示してください。

皆さんから何かありませんか。

なければ、これをもって「報告第 2 号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論・採決を行います。

報告第 2 号「専決処分の報告 及び 承認を求めることについて」の討論に入ります。

**【討論なし】**

**○議長（井上重久君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

「報告第 2 号」を承認することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」という者あり】**

**○議長（井上重久君）**

ご異議なしと認めます。

よって「報告第 2 号」は、承認することに決定いたしました。

次に、日程 9 「議会運営委員会の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、1 名の委員が広域連合議会の議員を辞職したことにより

欠員が生じているため、選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に佐世保市の永田 秀人議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、永田 秀人議員を選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会を開催してください。

委員会開催のため暫時休憩いたします。

（休 憩）

○議長（井上重久君）

会議を再開いたします。

休憩中に開かれました議会運営委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に長崎市 山崎 猛議員、副委員長に川棚町 村井 達己議員が選任されました。

ただいま山崎 猛議員から追加議案の提出がありましたので、お手元へ配付いたしました。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますとおり、本日の日程に「議事日程 第1号の2」を追加いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

ご異議なしと認めます。

よって、「議事日程 第1号の2」を本日の日程に追加することに決定いたしました。

なお、本日の日程に追加いたしましたのでこれからの議事はお手元に配付の日程番号により行い、後刻、各号の整理をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程11「議員提出議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

山崎議員

○議員（山崎 猛君）

長崎市選出の議会運営委員長の山崎 猛でございます。

ただいま議題となりました「議員提出議案第1号」については、お手元に配付しておりますとおりでございますが、8名の共同提案者を代表いたしまして私から提案理由を申し上げます。

本案は、多様な人材の広域連合議会への参画を促進する環境整備を図る観点から欠席事由を明文化するとともに、行政手続の押印の廃止が進められる中で広域連合議会においても押印について見直しを行うことに伴い、所要の整備を行うも

のでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**○議長（井上重久君）**

それでは、議員提出議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示してください。

なければ、これをもって「議員提出議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論・採決を行います。

「議員提出議案第1号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」に対する討論に入ります。

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議員提出議案第1号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」という者あり】**

**○議長（井上重久君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議員提出議案第1号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程10「一般質問」を行います。

なお、一般質問については、議会運営委員会の申合せにより質問・答弁を含め1人につき30分以内となります。

**○議員（淵瀬栄子君）**

皆さん、お疲れさまです。西海市議会選出の淵瀬栄子です。初めての広域連合議会議員としてお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

質問に入ります前に、この8月は県内においても全国においても記録的な大雨が続き大きな災害が発生しました。お亡くなりになった方々に心より哀悼の意を表しますとともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告しておりました3項目について質問いたします。

第1項目として、医療費の窓口負担についてお聞きします。

全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣へ、窓口負担の在り方については、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、今般の高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねることが要望されていましたが、課税所得が28万円以上、かつ年収200万円以上の場合は窓口負担を1割から2割に引き上げる法案が国会で可決されました。

高齢者の受診控えを引き起こし、必要な医療を受ける機会を失うことになるのではないかと懸念しております。

連合長は、広域連合としても被保険者の皆さんが安心して適切な医療を受けられるように全国協議会等を通じて意見を述べていきたいと表明しておられましたので、見解を伺います。

第2項目として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響についてお聞きします。

令和2年度決算における保険給付費の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う被保険者の医療機関の受診控えによると思われると監査委員からも述べられていますが、受診控えにより重症化したと思われるケースはなかったか伺います。

8月19日の県知事の臨時記者会見で、県内全域に県独自の緊急事態宣言が発

令される事態となっており、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大は終息が見通せない状況にあります。現時点における被保険者の医療機関への受診状況について伺います。

第3項目として、原爆被爆者に対する医療についてお聞きします。

被爆から76年になり、被爆された多くの方々が75歳以上となられ、後期高齢者医療の被保険者となられています。長崎県は令和3年6月に令和4年度政府施策に関する提案・要望書において、被爆者に対する保険医療福祉の充実や、被爆体験者に対する援護策等の促進を要望しています。

被爆者や被爆体験者に対する医療における国からの支援状況について伺います。

明確なご答弁をよろしく願いをいたします。

#### ○議長（井上重久君）

連合長

#### ○連合長（田上富久君）

瀧瀬栄子議員の質問にお答えします。

まず1点目の「医療費の窓口負担について」ですが、後期高齢者医療制度が平成20年度に創設されてから初めての大きな制度改正であるため、国に対して全国後期高齢医療広域連合協議会を通して、慎重かつ十分な議論を重ねることについて要望をしてきました。

国においては、関係閣僚や有識者で構成する「全世代型社会保障検討会議」で議論を重ねた結果として、若い世代の負担を軽減し、全ての世代が安心して支え合う制度を構築することを目指して、一定の所得がある一部の被保険者の窓口負担を2割とし、これによる自己負担の増加を外来診療で一月当たり3,000円以内となるよう施行後3年間の激変緩和措置を設けることや、制度開始が予定さ

れている令和4年10月から令和5年3月まで、一定の期間を設けて、その間に十分な周知広報を行うことを国は示しています。

このため、被保険者に対する一定の配慮がなされた制度改正となっていると認識しています。

広域連合としましては、今回の制度改正については被保険者への十分な説明が必要であると認識しておりますので、広域連合としても積極的に周知等に取り組んでいくこととしています。

今後とも被保険者の皆様に安心して適切な医療を受けていただけるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して意見を述べてまいりたいと考えています。

次に2点目の、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響についてお答えします。

令和2年度決算における保険給付費の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大による被保険者の受診控えを要因の一つと考えています。しかしながら、広域連合が保有しています診療報酬明細書、いわゆるレセプト等の情報では個々の重症化したと思われる例を一概に判断できるものではございません。

保険給付費の減少につきましては、令和2年度の一人当たり医療費の速報値は、前年度と比較しますと約3%の減となっています。内訳は入院が2%、外来が5%の減となっています。

全国的にも同様の傾向であり、全都道府県で前年度に比べて減少しています。

また、令和3年度の本広域連合での受診状況についてですが、令和3年3月から5月までの3か月間の速報値で申し上げますと、一人当たりの医療費は、前年度である令和2年度と比較しますと2%の増、内訳は入院が1%、外来が6%の増となっており、若干増加している状況となっています。

次に、3点目の原爆被爆者に対する医療についてお答えします。

原爆被爆者や被爆体験者の高齢化が進む中、そのほとんどの方々が後期高齢者医療に加入されています。

原爆被爆者や被爆体験者の援護対策等の充実につきましては、長崎県及び長崎市がこれまでも国に対して要望を行っているところであり、その結果として、認定対象となる疾病が追加されることとなれば後期高齢者医療にも関わることから、広域連合としてもその動向には注視しているところです。

なお、広域連合としましては、原爆被爆者や被爆体験者に係る医療費で後期高齢者医療が医療給付を行った部分について、国の補助制度の一つであります財政調整交付金のうち、各広域連合の特別な事情に対して交付される特別調整交付金として国から財政措置を受けております。

以上、本壇からの答弁とさせていただきます。

#### ○議員（淵瀬栄子君）

ご答弁をいただきました。

1項目の「医療費の窓口負担について」ですけれども、日本医師会は昨年10月の定例記者会見で、高齢者は年収が大きく低下するので現在患者一部負担割合は原則1割であるが、収入に対する患者一部負担の比率はほぼ年齢と共に上昇する。後期高齢者では、1割負担の現状でもかなりの負担であると指摘されています。

そこで、窓口負担が1割から2割になるということで、先ほどの議案の説明の中で3万5,000人、全体の16.4%の負担が増えるという見通しを示していただきましたけれどもこれを、単独世帯、複数世帯での見通しが出ておりましたらそれをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（井上重久君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷 浩君）

お答えいたします。

内訳であります。長崎県全域で単身世帯が1万3,813世帯、複数世帯が2万1,502世帯という数字になります。

以上でございます。

○議員（淵瀬栄子君）

窓口の負担が増えるということであれば、受診を控えることによって重症化するケースが出て、そのことによってまた医療費の負担が増えることも懸念されるわけですが、先ほど連合長から、周知に取り組んで丁寧に説明されるというご答弁をいただきましたけれども、実際にこの法が実施されますのは来年の10月以降で、一定期間があります。丁寧に説明をいただいても増えることには違いないわけですので、平成20年度に創設されて以来の大きなことだと思いますので、やはりこれは見直しを求める、撤回を求める、そういうところまで広域連合長としてお考えはないのか、いま一步進んでいただけないのか、お尋ねいたします。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。

今回の制度改正につきましては、先ほど答弁しましたとおり、国では関係閣僚や有識者も含め、慎重かつ十分な議論が重ねられたと私どもは認識しております。また、それに合わせて激変緩和措置、それと周知期間、こういったものも設けられております。全国協議会を通じて私どもが要望していた内容につきましても、十分議論がされたものという認識を持っているところであり、現時点で抗議をするとか撤回を求めるとか、そういったことについては考えておりません。

以上でございます。

#### ○議員（淵瀬栄子君）

抗議をする必要はないとは思いますが、後期高齢者の皆さんの実態を把握した上でこれ以上の負担になるようなことは極力避けてほしいということで、やはり取組みが必要ではないかということで述べさせていただきます。

2項目の、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、受診控えの影響で重症化したと思われるケースがないかということに対して、レセプトの情報だけでは判断は難しいというお答えをいただきました。そういう事情もあろうかとは思いますが、令和2年度第2回の懇話会における委員からの主な意見として、受診控えではありませんけれども、健康診査を受診する人が減ってきており重症化して亡くなるケースもあるという意見が出ておりますけれども、この辺りを踏まえますと、やはり重症化するケースはあろうかと思われませんが、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、私どもが今、持っている情報、それで重症化しているか、していないかを判断するのは非常に難しいところがございます。

ただ、私どもとしましては、受診控えで重症化にならないように、保健事業に取り組んでおります。確かに令和2年度の決算といたしましては健康診査、その他の保健事業につきましても、実績としては令和元年度と比べて減っております。ただし、これを受けていただけるような取組みを市町の皆さんと協力しながら、地域の皆さんのご協力もいただきながら取り組むことで、重症化にならないようなことを、私どもは取り組んでいこうと考えているところです。

以上でございます。

○議員（瀧瀬栄子君）

3項目の「原爆被爆者に対する医療について」ですけれども、特別調整交付金、原爆被爆者及び被爆体験者に係る医療費ということで、交付されるものがあるということですが、私としては原爆被爆者、被爆体験者の方がおられる間はお一人お一人に寄り添って、必要な医療が受けられるように国からの支援も適切に行われるだろうと認識していましたが、令和2年度第1回定例会の議事録を読ませていただきますと、原爆被爆者の推計ということで令和元年度、3万3,000人、22年度には1,300人、この特別調整交付金が、医療費の一定以上の割合に被爆体験者の方の医療費がないと、これがなくなってしまう、減らされてしまうということがありましたので、このことについて詳しくご説明いただきたいと思っております。

○議長（井上重久君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷 浩君）

特別調整交付金についてご説明いたします。

原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件は、総医療給付費に占める原爆被爆者に係る医療給付費の割合が、100分の3を超えなければならないという要件がまず設定されております。

将来的に原爆被爆者の減少が進んでまいります、この要件が満たされない時期にこの特別調整交付金が終了ということで、令和19年度まで交付される見込みであると試算をしているところです。

以上です。

○議員（淵瀬栄子君）

今、令和19年度という見通しを示していただいたわけですがけれども、令和2年、3年度の保険料率上昇の要因の一つとして、書かれてあった一つに、原爆及び被爆体験に係る特別調整交付金の減、この減少があると報告されておりました。こういう意味では、やはり被爆者、被爆体験者の方、お一人お一人に寄り添った必要な医療をしてもらうためには、国に一定割合云々ではなくて、被爆者の方がおられる以上はその方に対しての支援を国からもしてほしいと、この意見を挙げていただく必要があるのではないかと思います、その点、どうでしょうか。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。

私ども広域連合といたしましても全国広域連合協議会、ここを通じまして特別調整交付金を含めました国の財政支援を今後も継続してほしいという要望については実際にやっております。

それと、被爆者に係る援護策という部分については、先ほど連合長の答弁にありましたとおり長崎県及び長崎市、そういった自治体で援護策の強化という部分については要望していただいておりますので、今後とも財政支援という部分につきましては、私ども広域連合も全国を通じて要望していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議員（淵瀬栄子君）

それでは、令和2年度末において被爆者数、被爆体験者数が分かっておりましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（井上重久君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷 浩君）

令和3年3月31日現在で原爆手帳保持者が、3万3,143名でございます。

○議長（井上重久君）

質疑の回数が3回を超えましたので、議会会議規則の中で質疑は同一議員について同一議題について3回を超えることはできないことになっておりますので、ご

了承をお願いしたいと思います。

ほか、議員の皆さんから何か意見はありますか。

○議員（淵瀬栄子君）

時間内と、質疑が3回は了解いたしますけれども、被爆手帳をお持ちの方の人数は示していただきましたけれども、被爆体験者の方の人数については答弁漏れがありますのでこれは示していただきたいと思います。

○議長（井上重久君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷 浩君）

被爆体験者数は、5,425名でございます。

○議長（井上重久君）

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、

議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

= 閉会 午後 3 時 2 5 分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 井上 重久

署名議員 大谷 恵次

署名議員 田山 藤丸